

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年3月5日（水）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（9名）

| | | |
|------|----|------|
| 委員長 | 浅川 | のぼる |
| 副委員長 | 沢田 | けいじ |
| 理事 | 宮野 | ゆみこ |
| 理事 | 宮崎 | こうき |
| 理事 | 白石 | 英行 |
| 理事 | 岡崎 | 義顕 |
| 理事 | 板倉 | 美千代 |
| 委員 | 千田 | 恵美子 |
| 委員 | 市村 | やすとし |

4 欠席議員

なし

5 委員外議員

| | | |
|-----|----|----|
| 副議長 | 田中 | 香澄 |
|-----|----|----|

6 出席説明員

| | |
|--------|--------|
| 成澤 廣 修 | 区長 |
| 佐藤 正 子 | 副区長 |
| 加藤 裕 一 | 副区長 |
| 丹羽 恵玲奈 | 教育長 |
| 新名 幸 男 | 企画政策部長 |
| 竹田 弘 一 | 総務部長 |
| 吉田 雄 大 | 教育推進部長 |

| | |
|-------|----------|
| 横山尚人 | 企画課長 |
| 岡村健介 | 政策研究担当課長 |
| 進憲司 | 財政課長 |
| 日比谷光輝 | 広報課長 |
| 武藤充輝 | 総務課長 |
| 畑中貴史 | 職員課長 |
| 熱田直道 | 教育総務課長 |
| 山岸健 | 教育指導課長 |

7 事務局職員

| | |
|--------|---------|
| 事務局長 | 佐久間 康 一 |
| 議事調査主査 | 糸日谷 友 |
| 係 員 | 眞 鍋 由起子 |

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第80号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第81号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(2) その他

午後 3時03分 開会

○浅川委員長 それでは、皆さん、おそろいですので、文教委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですけれども、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、議案第80号及び81号に関連する理事者として、畑中職員課長に御出席いただいております。

○浅川委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日の委員会運営についてですが、付託議案審査2件、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

○浅川委員長 初めに、議案第80号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いします。

吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 ただいま議題とされました議案第80号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、令和6年8月に行われた人事院給与勧告を受け、幼稚園教育職員の給与に関する規定の整備を行うものでございます。

主な改正内容については、資料第1号により御説明申し上げます。

まず、第32条の2において、定年前再任用短時間勤務職員の手当については、扶養手当及び住居手当を適用除外としておりましたが、住居手当は支給対象となるよう改正いたします。

次に、附則第2項において、令和4年9月27日、条例第33号の幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、附則9項を改正し、暫定再任用職員に住居手当が支給されるよう改正いたします。

本条例の施行期日については、令和7年4月1日といたします。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○浅川委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 先ほど総務区民委員会を傍聴いたしまして、支給額なんですけど、27歳以下が2万7,000円で、28歳から32歳までが1万7,600円、33歳以降が8,300円ということで、この方たちは8,300円になるということは確認いたしました。

それで、2点ほど質問なんですけど、今まで対象がいたかどうか、そして今後、対象がいるのであれば全体の金額ですね、それをお聞かせいただきたいと思います。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 ただいまの御質問ですが、昨年、それから来年度に向けてというところで、園内の職員のほうですけれども、4名対象がございます。指導課のほうに2名、現場のほうに2名というところで。ただ、現在は対象となっておらず、来年度も対象とならない見込みでございます。

金額のほうは、先ほどの金額となりますので、8,300円掛ける4人というところになるかなというふうに考えてございます。

○浅川委員長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

沢田副委員長。

○沢田副委員長 今、来年度はということなんですけど、現状で見ると、園内で4人、指導課に2人と現場に2人という話だったんですよね。まず、目的のところなんですけど、先ほどの総務区民委員会の説明でも、この国制度との整合ということであったんですが、文京区で見ると、適用除外になっているものがほかにもありますよね、扶養手当とか地域手当とかあるんですけど、こういうものはそのままという認識でよろしいんでしょうか。今後も適用除外から外す検討とかされてないんでしょうか。

○浅川委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 今、国のほうで給与制度のアップデートというふうに銘打って、様々な処遇改善というところについて検討しているということで、今回、再任用職員については、住居手当の支給ということなんですけれども、今、御指摘ありましたようなほかの手当も含めた処遇改善ということについては、今後も検討は進んでいくものと認識しております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 そうなんですよ。私も扶養手当とか適用除外にするのは不合理な気がするので、国の動きを見ながら、ぜひついていっていただきたいなと思うんですけど、区が独自にということもあるかもしれないですが。今回の幼稚園教諭の件は、要は区長部局の判断に追随にしてということなんですかね、いかがでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、副委員長がおっしゃったとおりでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 一方では、任用権者って違いますよね、区長部局と今回の幼稚園教諭は違うと思うんですけども、いかがでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 任用権者については、幼稚園の職員については、文京区教育委員会となっております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 そうなんです。ただ一方で、今、おっしゃったとおり、教育委員会事務局というか、指導課のほうにもお2人いらっしゃって、こちらは多分、教育委員会事務局のほうなので、任用権者が違うんじゃないかなと思うんですよ。いわゆる教育委員会の事務職員の方たちは、一般職員の方と同じで、区長ですよ。その辺が、先ほど総務区民委員会でも議論でもあったんですけど、要は同じ教育委員会の中で現場と事務方の処遇が違ふと問題がありますから、その辺の御配慮でということなんだろうと思っっているんですけど、もう一個ちょっと気になるのは、学校の教職員ですね、これ都採用だとは思っんですけど、こちらの方たちの処遇は同じなんでしょうか。

○浅川委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 東京都の職員については、東京都の規定に基づいて支給されるということで、今回の特別区の改正とは別ということでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 ごめんなさい、急に聞いて申し訳ない。東京都も同じなんですよね、ごめんなさい、まあいいや。その辺が処遇が違ふと、今、申し上げたとおり、こっちの人はもらっているけど、こっちの人はもらってないみたいな、現場と事務方で違ふみたいなことが起こらないように、ぜひ今後もそのあたりの整合は御配慮いただきたいということ。

あと、職員の処遇に関わる話なんですけど、近年はこども基本法など法的知識がアップデートされていると思うんですけど、そういう研修もされているんですかね。要は、比較的御高齢の方で、知識がアップデートされてない場合、一緒に仕事をする若い教職員が誤学習したり——教職員というか、幼稚園の教員とか、それ以外の事務方の職員さんもいらっしゃると思うんですけど、そういう方が誤学習しないための配慮はされているということによろしいんではないでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 学校や園で行われている研修については、年齢制限等は行っていません

ので、全職員が同じ研修を受けてございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。ということは、この再任用される方も基本的にその法的な知識が全てアップデートされて、今、私が申し上げたようなことがない状態で任用されているというふうに、でよろしいですね。はい、承知しました。ありがとうございます。あとは態度表明で述べます。

○浅川委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○市村委員 先ほど総務区民委員会でも議論がなされましたが、今回の改正によって、幼稚園教職員にも住居手当を支給されることになったものであります。働きやすい職場環境にもつながりますので、自民党、議案第80号、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第80号、定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員にも住居手当が支給されるという条例改正ですので、さらに処遇改善が行われるように期待いたしまして、公明党、議案第80号、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第80号、これまで住居手当の支給対象外だった職員さんの処遇改善ということと認識しておりますので、賛成をいたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 議案第80号に関しましては、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の方々に住居手当が支給されるということで、幼稚園教育職員の処遇改善につながることから、維新文京、賛成です。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○千田委員 幼稚園の現場において、園児にとって高年齢職員の方の能力及び経験というのは、非常に重要だと思っております。そして、今回この改正は、その経験の活用を図るための改正ということで、住居手当の拡充・拡大ということで、日本共産党、議案第80号、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAといたしましても、今、皆さんのおっしゃったとおり、意義のある改正ということで、ただ一方では、先ほど申し上げたような今後の御配慮が必要な点はあ

と思いますので、その意見を添えまして、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第80号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定します。

次に、議案第81号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 ただいま議題とされました、議案第81号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び子育て部分休暇の導入に伴い、幼稚園教育職員の勤務に係る規定整備を行うものでございます。

主な改正内容については、資料第2号により御説明申し上げます。

まず、第11条の2において、職員が請求した場合に超過勤務の制限の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する改正を行います。

また、子の看護休暇の見直しに伴い、当該休暇名称を「子の看護等休暇」に変更いたします。

次に、資料の3ページ下部及び4ページを御覧ください。

第18条の4第1項において、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対し、仕事と介護との両立に資するものとして規定で定める制度等に係る周知を行うとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請に係る意向を確認するための面談等の処置を講じなければならない旨を定めます。

また、第18条の4第2項について、職員が40歳に達した日の属する年度において、当該職員に対し、介護両立支援制度等に係る周知を行わなければならない旨を定めます。

次に、第18条の5について、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度に係る研修の実施等の措置を講じなければならない旨を定めます。

最後に、本条例の施行期日は、令和7年4月1日といたします。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○浅川委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 この条例ですけれども、改正内容が(1)から(4)まであるんですが、(2)のところ
で、子どもの対象年齢ですけれども、これは法改正は9歳までですけど、文京は12歳までと
いう、年齢はそういう受け止めでよろしいんですね。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 先ほど御説明ありましたが、12歳で間違いありません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 それで、先ほどの総務区民委員会で質疑、御答弁もありましたけれども、(2)の
子の看護等休暇ということで、今回、「等」という文言が入ったんですけれども、この
「等」という中には、教育や保育に関する行事、そうしたものに参加をするということが今
回入ったということなんですけれども、ここでは、いわゆる入学式だとか卒業式だとか、そ
れだけに限定をするということではないですよ。例えば文京区独自の判断で、こういう休
みについてはいいですよみたいな形で、そういうことは考えているのでしょうか。

○浅川委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 すみません、先ほど総務区民委員会で答弁させていただきましたとおり、
国の制度の立てつけとしては、入学式、卒園式ということなんですけれども、各自治体の判
断で、それ以上のものも認めるということも可能というふうには説明は受けておりますが、
文京区としては、原則どおりの運用でスタートしたいというふうに考えているところでござ
います。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 文京区としては、原則以外にこういう行事というか、ということで受け止めして
いいんですね。もう一回確認。

○浅川委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 文京区としては、国から示されているとおり、入学式、入園式、卒業式、卒
園式に限った運用とさせていただく予定でございます。先ほど総務区民委員会で例示があり
ました授業参観ですとか運動会ですとか、そういったものに拡大するという考えはございま
せん。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 例えば運動会だとか学芸会だとか、そういうことにも対応していただけるということでもいいんですね。それは、任命権者の方というから、幼稚園の場合は、任命権者というのは区長ではなくて、教育長になるんですか。その判断になるんですか。

○浅川委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 繰り返しになって申し訳ございませんが、入園式、入学式、卒園式、卒業式のみということで考えております。今回、幼稚園のほうも併せて条例改正しておりますので、一般職員と同様の取扱いということでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 ぜひ、区の条例ですから、区としての判断も、柔軟な対応をしていただきたいと思います。

それで、何日間、休暇を取れるんですか

○浅川委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 現行制度では、お1人につき5日ということですので、お2人いらっしゃれば10日ということで、3人以上いらっしゃる場合も10日が限度ということになっております。

○浅川委員長 板倉委員、質問をまとめて幾つか出してください。

○板倉委員 はいはい。5日ということで、年間5日ですよ。ですので、それについても、条例上は5日というふうに決めてはいないですよ。数字として5日というふうに決めているんですか。そうじゃないとしたら、柔軟なというか、そういう対応ができるのかどうか。

○浅川委員長 質問はそれでよろしいですか。

○板倉委員 はい。

○浅川委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 先ほどお話になった年齢のことですか、今回は日数ですか、そのあたりについては、条例本体ではなくて、施行規則のほうで規定がございます。そちらのほうに日数ですか対象年齢もしっかり書き込んでありますので、そちらで運用しているというところでございます。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

沢田副委員長。

○沢田副委員長 私から1点です。基本的な質問で恐縮なんですけど、休暇を今回取ることで、不利益な取扱いはないということでもよろしいでしょうか、昇給とか昇格などへの影響ですけれども。

○浅川委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 そういうことは一切ございません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 分かりました。まとめていきますね。絶対にないということだということなんですが、評価も大丈夫でしょうか。幼稚園教諭の最終評価権者は教育長さんだと思うんですが、差別的な取扱いには絶対ないと言えるでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 評価については、一次評価、二次評価、それから費用対評価と要綱に基づいて適切に行っていきますので、そういったことはございません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。それは安心なんですけど、一方で、先ほども申し上げたんですけど、一般の職員さんとか、そして教育委員会の事務職員さんは、最終評価権者は違うんですよね、恐らく副区長さんじゃないかと思うんですけど。つまり、現場の方と事務方の方で評価権者が違うということが起きているだと思うんですけど、そのあたり共通認識は取られているのでしょうか。

○浅川委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 毎年、人事評価については、評価する職員を対象に研修を行っておりまして、それは我々の事務方の職員もそうですし、幼稚園の教員の方々も含めて、同様の研修をしておりますので、そのあたりは統一した運用となっているという認識でございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 ということは、最終評価権者である教育長さんも副区長さんも同じように人事評価に関する研修をされていて、認識は共通されているということによろしいんですね。はい、ありがとうございます。あとは態度表明で述べます。

○浅川委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さん。

○板倉委員 今度、教育や保育に関する行事、そうしたところへの参加が休暇ということになったということでは、方向としてはよかったというふうに思います。なので、区として条例を定めたということですから、やっぱり柔軟な対応が必要なんだということと、併せて、やっぱり休暇が取りやすいような雰囲気になっていけるようなそういうことも、ぜひとも区側からの働きかけもそういうことも含めてやっていただきたいということで、議案第81号、賛

成をいたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 超過勤務の制限対象の年齢も今まで3歳に満たない子までだったのが、今回の改正で小学校就学の時期に達するまでの年齢に改正されると、こういうことから幼稚園教育職員の方々の働き方を含めた処遇改善にもつながることから、81号、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 子の看護休暇の対象年齢については、これまで育児・介護休養法で定められた6歳までに加える形で、文京区では9歳までとしてきました。このたびの改正で、国がそれに追いつくような形で9歳までとなって、今度は文京区がさらに12歳までという形に引き上げました。自治体から、そのように子育てのしやすい働き方について、国の制度を牽引することにもつながるような前向きな姿勢を取られていることは、評価できると思っております。

看護休暇も超過勤務もそうなんですけれども、子育てをしながら働きやすい職場環境に近づいていくということはあるかもしれませんが、必ずそれをフォローしてくれているほかの職員さん、同じチームの職員さんたちがいらっしゃいます。職員定数も年々増えていたりとか、そういったフォローという面でも活躍された職員さんが適切に人事評価されるということにはなっていると思いますけれども、今、民間でもそのような職員さんに対して、インセンティブを与えるような取組も広がっております。子育て中の職員さんを支える別の職員さんが適切に評価されて、しっかりと昇給などにもつながっていくといったことが、結果的にこの看護などを理由にお休みを取るといふようなときの精神的な負担、不安などを和らげることににつながっていくというふうに考えておりますので、ぜひ、そちらもセットで、より一層取り組んでいただきたいということを要望して、議案第81号、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第81号、対象となる子どもの年齢の拡大や、また介護休暇・看護休暇、さらに入学式や卒業式なども含まれるということで、さらに仕事と育児と介護の両立が進むようにお願いいたしまして、議案第81号、公明党、賛成でございます。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 育児・介護救護法の一部改正に伴う、今回規定の整備でございます。超過勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大がなされることで、幼稚園教職員の皆さんの雇用環境の改善につながると考えます。議案第81号、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAといたしましても、今回の改正は看護休暇を取得しやすくするものということですので、先ほど申し上げましたとおり、今後も御配慮を引き続きいただきたいという問題と、あと評価権者の違いがねじれみたいなことで起きないようにというところは今後も注視いただきたいというだけを申し添えまして、議案第81号、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第81号の審査結果を御報告いたします。
賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定します。

○浅川委員長 その他に入ります。

本会議での委員会報告についてですが、文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 委員会記録についてですが、本日の委員会記録について、委員長に御一任いただけますでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 それでは、以上をもちまして、文教委員会を閉会いたします。

午後 3時29分 閉会